

火災予防上の命令を受けている対象物一覧表

(注)本公示情報は、原則として毎日11時に更新します。ただし、内容に変更がない場合には更新しません。番号は命令発令日を基準として付しています。一覧表の表示は発令の新しい命令が上となります。

令和8年3月12日21時00分現在

No.	項目	内容
17	防火対象物の所在地	東京都板橋区小豆沢一丁目23番10号
	防火対象物の名称	水谷ビル
	命令を受けた者	株式会社水谷 代表取締役 水谷 清
	命令事項	1 令和8年9月15日までに、屋内消火栓設備を設置すること。 2 令和8年6月15日までに、自動火災報知設備を設置すること。
	所轄消防署名	志村消防署
16	防火対象物の所在地	東京都中野区野方六丁目11番1号
	防火対象物の名称	ヒルトップW
	命令を受けた者	若井 順司
	命令事項	1 令和8年8月27日までに、屋内消火栓設備を設置すること。 2 令和8年8月27日までに、自動火災報知設備を設置すること。
	所轄消防署名	野方消防署
15	防火対象物の所在地	東京都品川区南品川四丁目1番9号
	防火対象物の名称	マグノリアハウス品川
	命令を受けた者	株式会社Ritterorden 代表取締役 柳瀬 浩司 代表取締役 柳瀬 恵美
	命令事項	1 令和8年1月31日までに、消火器を技術上の基準に従って改修すること。 2 令和8年5月31日までに、屋内消火栓設備を設置すること。 3 令和8年5月31日までに、自動火災報知設備を設置すること。 4 令和8年5月31日までに、地下1階屋内階段に通ずる避難口に避難口誘導灯を技術上の基準に従って設置すること。
	所轄消防署名	品川消防署
14	防火対象物の所在地	東京都品川区西品川三丁目7番1号
	防火対象物の名称	近藤所有建物
	命令を受けた者	近藤 武
	命令事項	令和7年12月31日までに、自動火災報知設備を設置すること。
	所轄消防署名	品川消防署

13	防火対象物の所在地	東京都港区高輪二丁目19番20号
	防火対象物の名称	財界二世学院ビル
	命令を受けた者	株式会社シーエスリサーチ 代表取締役社長 小野寺 紘毅
	命令事項	令和8年2月15日までに、屋内消火栓設備を設置すること。
	所轄消防署名	高輪消防署
12	防火対象物の所在地	東京都三鷹市井の頭三丁目32番16号
	防火対象物の名称	セブンスターマンション
	命令を受けた者	宮國 恵次
	命令事項	令和7年11月30日までに、自動火災報知設備を設置すること。
	所轄消防署名	三鷹消防署
11	防火対象物の所在地	東京都大田区北千束二丁目23番3号
	防火対象物の名称	高野ビル
	命令を受けた者	高野 由起子
	命令事項	高野ビルの屋内階段1階から5階及び塔屋に存置されたダンボール98個、スチールラック7台、衣装ケース4個、テーブル2台、パソコンディスプレイ2台、トレーニングマシン1台等は、火災の予防に危険及び消防の活動に支障になると認めるため、令和7年6月20日午後3時30分までに除去すること。
	所轄消防署名	田園調布消防署
10	防火対象物の所在地	東京都港区浜松町一丁目18番8号
	防火対象物の名称	古橋ビル
	命令を受けた者	古橋 秋子、古橋 智行
	命令事項	令和7年6月24日までに、自動火災報知設備を設置すること。
	所轄消防署名	芝消防署
9	防火対象物の所在地	東京都港区赤坂二丁目13番17号
	防火対象物の名称	シントミ赤坂第2ビル
	命令を受けた者	株式会社伸富開発 代表取締役 徳山 秀雄
	命令事項	1 令和7年5月16日までに、3階に避難器具を技術上の基準に従って設置すること。 2 令和7年5月16日までに、4階に避難器具を技術上の基準に従って設置すること。

		3 令和7年5月16日までに、5階に避難器具を技術上の基準に従って設置すること。
	所轄消防署名	赤坂消防署
8	防火対象物の所在地	東京都渋谷区渋谷三丁目15番5号
	防火対象物の名称	グリーンビル
	命令を受けた者	有限会社萩原無線 取締役 萩原 健久
	命令事項	1 令和7年1月29日までに、8階階段上倉庫内に自動火災報知設備の感知器を技術上の基準に従って設置すること。 2 令和7年1月29日までに、5階に避難器具を技術上の基準に従って設置すること。 3 令和7年1月29日までに、屋上に連結送水管の放水口を技術上の基準に従って設置すること。 4 令和7年5月29日までに、屋内消火栓設備を設置すること。
	所轄消防署名	渋谷消防署
7	防火対象物の所在地	東京都大田区久が原二丁目10番20号
	防火対象物の名称	佐野マンション
	命令を受けた者	株式会社プレステージ 代表取締役 佐野 良憲
	命令事項	令和6年6月8日までに、防火対象物全体（駐車場部分を除く。）に自動火災報知設備を設置すること。
	所轄消防署名	田園調布消防署
6	防火対象物の所在地	東京都大田区久が原二丁目10番14号
	防火対象物の名称	プレステージ久が原・プレステージII
	命令を受けた者	株式会社プレステージ 代表取締役 佐野 良憲、佐野 彩子、佐野 良憲
	命令事項	令和6年6月8日までに、自動火災報知設備を設置すること。
	所轄消防署名	田園調布消防署
5	防火対象物の所在地	東京都港区西麻布三丁目21番20号
	防火対象物の名称	霞町コーポ
	命令を受けた者	霞町コーポ管理組合法人 理事 小川 恭平
	命令事項	1 令和2年12月31日までに、11階及び12階にスプリンクラー設備を設置すること。 2 令和2年12月31日までに、11階及び12階に非常コンセント設備を設置すること。 3 令和2年12月31日までに、12階に屋内消火栓設備を技術上の基準に従って設置し、正常に作動するよう適正に維持管理すること。
	所轄消防署名	麻布消防署

4	防火対象物の所在地	東京都港区六本木三丁目3番17号
	防火対象物の名称	ソレアード六本木
	命令を受けた者	目崎 和恵
	命 令 事 項	1 令和2年12月31日までに、スプリンクラー設備を設置すること。 2 令和2年12月31日までに、放送設備を設置すること。 3 令和2年12月31日までに、連結送水管を技術上の基準に従って設置すること。 4 令和2年12月31日までに、非常コンセント設備を設置すること。
	所轄消防署名	麻布消防署
3	防火対象物の所在地	東京都港区六本木七丁目8番8号
	防火対象物の名称	ミクニ六本木ビル
	命令を受けた者	ミクニ総業株式会社 代表取締役 尾崎 行隆
	命 令 事 項	令和2年6月30日までに、屋内消火栓設備を設置すること。
	所轄消防署名	麻布消防署
2	防火対象物の所在地	東京都葛飾区新小岩一丁目29番5号
	防火対象物の名称	ときわビル
	命令を受けた者	有限会社ホテルときわ 清算人 須藤 忠則
	命 令 事 項	1 令和2年1月31日までに、1階及び2階に自動火災報知設備を技術上の基準に従って設置すること。 2 令和2年1月31日までに、自動火災報知設備を技術上の基準に従って改修すること。 3 令和元年12月31日までに、2階及び屋外階段に通路誘導灯をそれぞれの技術上の基準に従って設置すること。 4 令和元年12月31日までに、3階に設置されている避難口誘導灯及び通路誘導灯を技術上の基準に従って改修すること。
	所轄消防署名	本田消防署
1	防火対象物の所在地	東京都新宿区歌舞伎町二丁目27番11号
	防火対象物の名称	三経27ビル
	命令を受けた者	株式会社栃木三喜興業 代表取締役 木山 貴英
	命 令 事 項	1 平成31年3月25日までに、地下1階電気室に、自動火災報知設備の感知器を技術上の基準に従って設置すること。 2 平成31年4月25日までに、地下1階、1階及び6階に、自動火災報知設備の地区音響装置を技術上の基準に従って設置すること。 3 平成31年5月25日までに、地下1階、2階、4階及び5階

	<p>における消防法施行令別表第1、(2)項イ部分に、放送設備を技術上の基準に従って設置すること。</p> <p>4 平成31年5月25日までに、4階に避難器具を技術上の基準に従って設置すること。</p> <p>5 平成31年3月25日までに、2階及び5階の屋内階段に、通路誘導灯を技術上の基準に従って設置すること。</p>
所轄消防署名	新宿消防署

以上

- ※ 命令後においても、引き続き履行を促しています。
 なお、命令の履行期限を徒過したものは、履行状況により告発などの対象となります。